

動物愛護に関する実態と課題

今 野 洋 子

尾 形 良 子

動物愛護に関する実態と課題

今野洋子* 尾形良子***

1. はじめに

有史以来、動物は人間とともに生きてきた。現在では、ペットの数は15歳未満の子どもの数を上回るといわれており、人間が心豊かな生活を送るうえでの「伴侶」ともいえる存在になってきている。

2005年（平成17年）6月22日、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正された（資料1）。この改正に至った理由として、近年の動物を対象とした虐待や飼い主による遺棄、悪質な業者による動物の販売等、動物に関する問題が社会問題への対応がある。となった。動物に関わる社会的状況を踏まえ、動物愛護および適正な管理のより一層の推進をはかることがねらいとされた。

さらに、2012年（平成24年）9月5日、「動物愛護管理法」として改正された（資料2）。改正点のおもなものとしては、動物愛護管理法の目的、基本原則に「健康及び安全の保持」および「人と動物の共生する社会の実現」が追加されたことがあげられる。また、所有者の責務として、「逸走防止、終生飼養、繁殖制限」が追加された。つまり、飼い主は飼養動物を保護し、飼養動物の繁殖を管理し、最期まで責任を持つことが明記されたのであ

る。これは、動物を飼う以上、飼い主として当然の責務であるが、法として明文化する必要があったともいえる。

そこで、本稿は、近年の動物愛護に関する状況に着目し、実態と課題および展望について述べるものである。

2. 動物愛護をめぐる用語の整理

日本では「動物愛護管理法」（資料3）と表現されているように、動物を守る考えや立場には「動物愛護」という用語が用いられている。

「愛護」とは、愛し守るという意味である。自分が愛するものを守ろうとすることは当然のことであり、家族の一員として子どもと同様に扱われている犬や猫などのペットが飼い主の愛護の対象となることは理解できる。しかし、愛護は人によって対象やその度合いがことなるものでもある。

現行の各国の法律の名称を見ると、たとえば、アメリカは動物福祉法（1964）である。イギリスでは「動物保護法（1911）」となっており、ドイツも動物保護法（1936）である。

イギリスでは、19世紀に、家畜や実験動物の虐待に心を痛めた人々による「動物虐待防止協会（S PCA）」が結成され、「動物虐待

*人間福祉学部福祉心理学科 ***人間福祉学部地域福祉学科

キーワード：動物愛護、飼い主の責任、多頭飼育

防止法」と名付けられた。現在の「動物保護法（1911）」の前身である。

アメリカでは19世紀に人道協会（Humane Society）と名付けられた最初の動物保護団体が結成された。「Humane」とは、「思いやりのある・人情味のある・人道的な」という意味である。

このような歴史的な経緯から、アメリカでは「動物福祉（Animal Welfare）」という用語が生まれた。「動物福祉」は、一般的に人間が動物を所有・使用することを認めた上で、単に虐待を防ぐ、苦痛を与えないというレベルからさらに進んで、よりよい飼育環境の向上を図るといった意味を持っている。また、「動物福祉」の対象は、ペットに限らず、畜産動物や実験動物、動物園動物なども含まれる。そのため、飼育におけるストレスの軽減や除去、飼育環境の快適さの促進も求められている。動物を殺す場合は、可能な限り心身の苦痛のない方法を取ることとされている。

しかし、この「動物福祉（Animal Welfare）」は、日本において「動物愛護」と翻訳されることが多く、「動物福祉（Animal Welfare）」の概念が十分に理解されていないという現実がある。

一方、イギリスで用いられている「動物保護（Animal Protection）」という用語は、飼育動物に限らず、野生動物に対しても使用される。人間によって圧迫されて弱い立場に追い込まれている動物（あるいは弱者）を、迫害・絶滅から救い守るというものである。本来、保護とは「気をつけてまもること、かばうこと」という意味である。

動物愛護に関し、改めて用語を整理し、その意味を十分理解したうえでの合意形成と活

動が必要と考える。

3. 動物愛護法にみる飼い主の責任と現状

現在、動物の飼い主の責任について、動物愛護管理法（第7条第1～3項、第37条）においては、動物の種類や習性等について、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑をかけることのないよう努めなければならないとされている。

また、動物による感染症について正しい知識を持ち、感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講じること等に努めなければならないことが示されている。

所有明示については努力義務であるが、平成18年の環境省告示である「動物が自己の所有に係るものを明らかにするための措置」において、家庭動物および展示動物に装着・施術する識別器具として、マイクロチップ。入れ墨、脚環等が示されている。

基本指針においては、所有明示は動物の盗難および迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて所有者の意識を向上等を通じて、動物の遺棄および逸走の未然防止に寄与するものとしている。

このような所有明示措置の実施率は概ね増加傾向にあったが、近年は横ばい状態となっている。

また、動物愛護管理法において、犬猫の飼い主は、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術を行うよう努めなければな

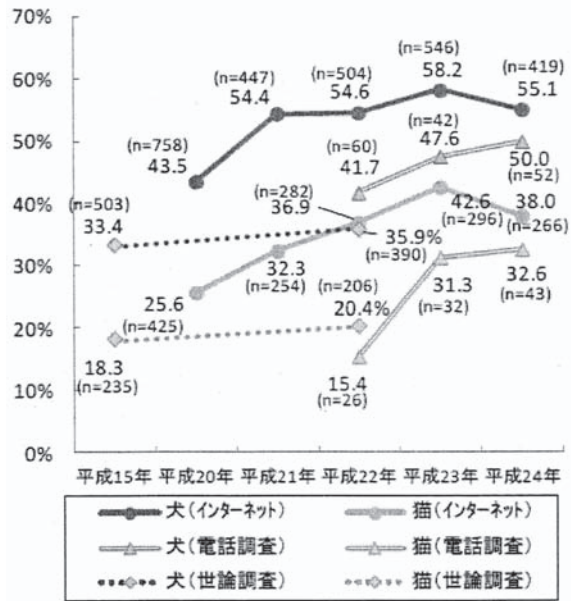


図1 犬・猫の所有明示措置の実施率

※平成15年・22年における世論調査は内閣府調べ
平成20～24年における電話・インターネット調査は環境省調べ

(出所：中央環境審議会動物愛護部会（第30回）（平成24年8月10日）資料2）

らないこととされている。

態に陥りやすい。

犬猫の繁殖能力は強く、1回の妊娠出産で2～5頭を生み、年2回以上出産できることから、不妊去勢手術を怠ると、多頭飼育の状

不妊去勢手術に関しては、助成金を支給する自治体も少なくなく、不妊去勢手術の実施率は増加傾向にある。

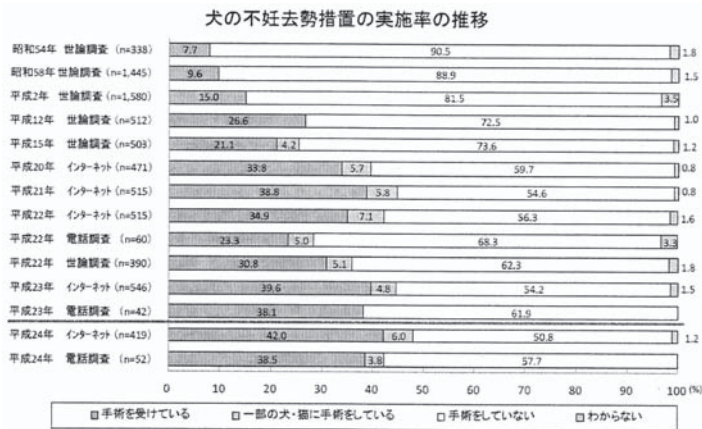


図2 犬の不妊去勢手術の実施率

(出所：中央環境審議会動物愛護部会（第30回）（平成24年8月10日）資料2）

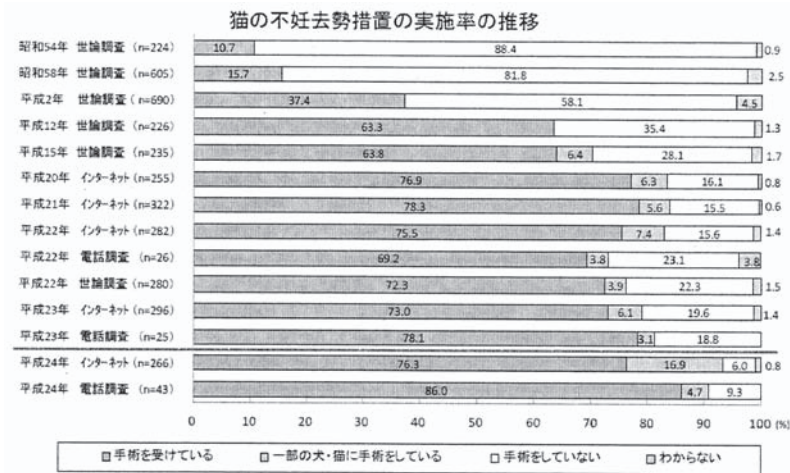


図3 猫の不妊去勢手術の実施率

(出所：中央環境審議会動物愛護部会（第30回）（平成24年8月10日）資料2）

4. 多頭飼育の問題

所有明示措置の実施率と不妊去勢手術の実施率は増加傾向にあるにも関わらず、動物の飼い主をめぐる着目すべき社会問題として、多頭飼育の問題がある。

多頭飼育の現状について、2006～2007年度2年間の多頭飼育に関するアンケートから見ると、以下の特徴が捉えられた。

- ①飼育頭数20頭未満の例が全件数（延べ1775件）中7割であった。
- ②少数とはいえ、50頭以上の大量飼育の例が見られた。
- ③多頭飼育の飼養者は一般飼養者による例と動物取扱業者による例の両方が見られた。
- ④多頭飼育に関する苦情のうち、周辺的生活環境の悪化（鳴き声・騒音・不衛生・悪臭）や生命・身体・財産への危害のおそれ（逸走・徘徊）が多い。
- ⑤行政の対応は、口頭による指導が大半であ

るが、文書による指導、法令による対応に発展する例の少数ある。

- ⑥行政の対応により約6割が改善されたが、不適切な状態が継続される場合が1割を超える。

また、多頭飼育に関連する新聞報道記事の事例をみると、以下のような特徴が捉えられた。

- ①新聞報道されるのは飼育頭数50頭以上の大量飼育が多い。
- ②新聞報道される多頭飼育の飼養者は一般飼養者による例と動物取扱業者による例の両方が見られた。
- ③一般飼養者の場合は、捨て犬や捨て猫を保護し繁殖してしまうことで多頭飼育に至る事例が多く見られた。
- ④動物取扱業者の場合は劣悪な環境での飼養が問題となる事例が多く見られた。
- ⑤飼養者の高齢による衰えなどによる管理能

- 力の低下により、管理が難しくなることで
トラブル発生や問題の顕在化につながる。
- ⑥多頭飼育によるトラブルは、周辺的生活環境の悪化（鳴き声・騒音・不衛生・悪臭）や生命・身体・財産への危害のおそれ（逸走・徘徊）、不適正な飼養等が見られた。
- ⑦犬の多頭飼育においては、自宅以外の山等での飼育が問題となっている。
- ⑧年をおうごとに、犬よりも猫の多頭飼育の問題が増加している。
- たとえば、解決に至った具体的な事例をみると、飼養者を含む、行政、ボランティア団体など関係者の連携が不可欠である（事例1参照）。

事例1

静岡県小山町の事例（飼養者を含む関係者の連携によって対応した事例）	
<p>○事案の概要</p> <p>地域：静岡県小山町 飼養者：70歳代男性等、一般飼養者 飼養動物：犬、約90～120頭 飼養場所：自宅から離れた山中の敷地</p>	<p>○問題の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逸出による徘徊（農地を荒らす、子供を追いかけるなど）、糞尿の処理不足による不衛生（河川等への影響のおそれ） ・狂犬病予防法の登録・予防注射
<p>○経緯</p> <p>20年ほど前～ 男性が捨て犬や野良犬を集めて飼育を始め、飼いきれない犬の引受等によって数が増加。高齢や餌代不足により管理不足に。</p> <p>平成20年7月 新聞報道（約90頭）</p> <p>10月～ 県等の関係者の連携による、犬の搬出（3回）、健康診断、新飼養者への引き継ぎ、寄付の募集。</p> <p>平成21年5月 約300万円の寄付金が集まり、この一部で犬飼育場を整備しケージを購入等の事業を実施（約70頭）</p>	
<p>○対策（飼養者を含む、行政、ボランティア団体など関係者の連携）</p> <p>多くの場合、飼育頭数を減らすことが問題の根本的な解決につながるが、新たな飼養者の確保が必要。飼養者が協力的であっても自力で飼育頭数を減らせないときには、関係者の連携による支援が必要。</p> <p>本件は、飼養者の了承のもと、県生活衛生室が主導し、静岡県、小山町、静岡県獣医師会、ボランティア団体、（社）静岡県動物保護教会など関係者が連携して、頭数を減少のために以下のような対策を実施したものの。</p> <p>①町、獣医師会等による犬の搬出、健康診断。</p> <p>②ボランティア団体等による新飼養者の募集と引き継ぎ。</p> <p>③県動物保護教会による活動のための寄付の募集（ペットフードやワクチンの費用、飼育施設の整備や、飼育環境の改善・個体管理等により譲渡可能な犬にする費用などに充当）。</p>	

事例2

愛知県西尾市の事例（飼養者の同意のもと関係者が協力して対応した事例）	
<p>○事案の概要</p> <p>地域：愛知県西尾市 飼養者：詳細不明、繁殖業者 飼養動物：犬、約100頭 飼養場所：不明</p>	<p>○問題の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣悪な環境下で飼養 ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず
<p>○経緯</p> <p>平成10年10月 県が狂犬病予防法違反などの疑いで立入調査</p> <p>平成10年10～11月 飼養者の同意を得て、県が病死した犬等を除く全頭を引取</p> <p>平成10年11月 県獣医師会の協力により治療、一部は新飼主に譲渡 里親希望者に対する譲渡会を開催</p>	
<p>○対策（飼養者を含む、行政、獣医師会など関係者の連携）</p> <p>繁殖業者等が破たんした場合でも、同意があれば、残された犬を行政が引き受けて新飼主に譲り渡すことが可能。</p> <p>本件は、行政の主導により、飼養者の同意を得て犬を引き受け、獣医師会の協力のもとに治療して譲渡可能な状態にして（一部治療が難しい個体は安楽死）、譲渡会を開催するなどの積極的な対応をした事例。譲渡会では、新飼主に対して去勢・避妊手術、飼育治療状況の報告を求めるとしている。</p>	

5. 多頭飼育の適正化に向けて

動物愛護法の改正に向けての論点の中にも、多頭飼育の適正化に関する論点整理が行われた。

「多頭飼育については、不適正飼養や悪臭・同音・逸走等周辺的生活環境への悪化につながり、苦情の原因ともなっているため、勧告や措置命令を発動しやすくして行政の関与を増すべきではないか。また、多頭飼育に対処するためには、問題を未然に防止する観点から、届出制を導入して行政が把握できるようにすべきではないか」という課題について、二つの論点から審議された。

第一は「多頭飼育現場における適正飼養の確保のため、行政の権限をどこまで拡大すべきか」というものである。

これについて、拡大すべきという意見では、愛護団体から「一つの多頭飼育への対処で行政が大きな負担を担っており、その結果行政でやるべき他のことができない状況にあるため、規制すべき」「関係者との連携や警察の介入なども必要なので、法で明示すべき」「現行法では近隣からの苦情が無い限り規制できない。しかし、山の中での多頭飼育の事例もあり、このような事例にも介入できるように、法の中で明確にすべき」というものが示された。

別の意見では「自治体の事情に応じて対応すべきであり、条例を制定して処理すればよいので法を変える必要は無い」ということが自治体から挙げられた。

学識経験者からは、「全国一律の枠組みを法律に明記して、具体的なことは条例で定めるといふ二つの方向とすべき」ということが示され

た。

第二の「多頭飼育者の届出制（たとえば10頭や20頭）等の新たな規制を導入すべきか。化製場法等の他法令との整合性をどうとるか」という点については、以下のような意見が挙げられた。

届出制賛成の意見としては、愛護団体からの「多頭飼育の届出制は抑止力になる」等があった。一方で、「大都市圏で届出制を導入して対応できるのか」という疑問が獣医師から挙げられた。また、頭数だけに限らず、「10頭に満たない場合でも不適正飼養に早期介入できるようにすべき」という愛護団体からの意見や、「犬の大きさは2～3kgから59～60kgと多様であり、10頭という頭数だけ決めるのは疑問」という業界団体からの疑問も挙げられた。化製場法等の他法令との整合性をはかるべきという意見も挙げられた。

多頭飼育については、パブリックコメントでも「規制すべき」「規制を強化すべき」が28,046件と「現行そのままとすべき」12,109件を大きく上回った。

多頭飼育の適正化に向けて、規制強化や届出制の導入などが検討されることが考えられた。

6. おわりに

環境省発表によると、平成23年度殺処分数は、犬43,606頭、猫131,136頭の合計174,742頭であった。殺処分された犬猫は、飼い主の不適正飼養による犠牲である。これを0にするには動物たちの為の動物愛護管理法のさらなる改正と飼い主の終生飼育を徹底させる手立てが必要である。

資料 1

平成17年に行われた法改正の内容

平成17年6月22日に、全会派一致での議員立法により改正動物愛護管理法が公布され、平成18年6月1日より施行されました。

1. 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定

- [1] 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、基本的な指針を定める。
- [2] 都道府県は当該指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。

2. 動物取扱業の適正化

- (1) 「登録制」の導入
 - [1] 現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を設ける。
 - [2] 登録動物取扱業者について氏名、登録番号等を記した標識の掲示を義務付ける。
- (2) 「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け
 - [1] 事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任を義務付ける。
 - [2] 「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修会受講を義務付ける。
- (3) 動物取扱業の範囲の見直し
 - 動物取扱業として、新たに、インターネットによる販売等の施設を持たない業を追加する。また、「動物ふれあい施設」が含まれることを明確化する。
- (4) 生活環境の保全上の支障の防止
 - 動物の管理方法等に関して、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守を義務付ける。

3. 個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化

- (1) 動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定める。
- (2) 人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、個体識別措置を義務付ける。
- (3) 特定動物による危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制を導入する。(現行制度は、必要に応じた条例規制)

4. 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

動物を科学上の利用に供する場合に、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」を加える。(現在は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」と規定)

5. その他

[1] 学校等における動物愛護の普及啓発：

動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等が行われる場所の例示として、「学校、地域、家庭等」と明記する。

[2] 動物由来感染症の予防：

動物の所有者等の責務規定として、「動物に起因する感染性の疾病の予防のために必要な注意を払うよう努めること」を追加する。

[3] 犬ねこの引取り業務の委託先：

都道府県知事等が実施する犬又はねこの引取りについて、「動物の愛護を目的とする団体」が委託先になりうることを明記する。

[4] 罰則：

登録制への移行、特定動物の飼養等規制の全国一律化等に伴い設けられた措置に関し、必要に応じて罰則を設ける。愛護動物に対する虐待等について、罰金を30万円以下から50万円以下に強化する。

[5] 検討条項：

この改正法の施行後5年を目途として、必要に応じて所要の措置を講ずる旨の検討条項を設ける。

資料 2

平成24年に行われた法改正の内容

平成24年9月5日に、議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、平成25年9月1日より施行されました。

1. 動物取扱業者の適正化

(1) 犬猫等販売業に係る特例の創設

現行動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者（犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売（販売のための繁殖を含む。）を業として行う者）について、以下の事項を義務付ける。

[1] 幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守（第10条第3項、第22条の2関係）

[2] 飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保（第22条の3関係）

[3] 販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保（第22条の4関係）

[4] 犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し（販売業者等に対するものを含む。）・展示の禁止（第22条の5関係）

なお、「56日」について、施行後3年間は「45日」と、その後別に法律で定める日までの間は「49日」と読み替える（附則第7条関係）。

[5] 犬・猫等の所有状況の記録・報告（第22条の6関係）

(2) 動物取扱業者に係る規制強化

[1] 感染性の疾病の予防措置や、販売が困難になった場合の譲渡しについて努力義務として明記（第21条の2・第21条の3関係）

[2] 犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け（第21条の4関係）

(3) 狂犬病予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加する。（第12条第1項関係）

(4) 第二種動物取扱業の創設（第24条の2～第24条の4関係）

飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行う者（省令で定める数以上の動物を飼養する場合に限る。以下「第二種動物取扱業者」という。）に対し、飼養施設を設置する場所ごとに、取り扱う動物の種類及び数、飼養施設の構造及び規模、管理方法等について、都道府県知事等への届出を義務付ける。

2. 多頭飼育の適正化

- (1) 騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化する（第25条第1項関係）。
- (2) 多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加する（第25条第3項関係）。
- (3) 多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記する（第9条関係）。

3. 犬及び猫の引取り（第35条関係）

- (1) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由（動物取扱業者からの引取りを求められた場合等）を明記する。
- (2) 引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設ける。

4. 災害対応

- (1) 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加する（第6条関係）。
- (2) 動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加する（第38条関係）。

5. その他

- (1) 法目的に、遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持、動物との共生等を加える（第1条関係）。
- (2) 基本原則に、取り扱う動物に対する適正な給餌給水、飼養環境の確保を加える（第2条関係）。
- (3) 所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を加える（第7条関係）。
- (4) 特定動物の飼養保管許可に当たっての申請事項に、「特定動物の飼養が困難になった場合の対処方法」を加える（第26条関係）。
- (5) 動物愛護担当職員及び動物愛護推進員制度に関する国による必要な情報の提供等を定めるとともに、動物愛護に係る表彰制度を設ける（第41条の3・第41条の4関係）。
- (6) 動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務規定を設ける（第41条の2関係）。

- (7) マイクロチップの装着等の推進及びその装着を義務付けることに向けての検討に関する規定を設ける（附則第14条関係）。

6. 罰則等

- (1) 酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例を明記する（第44条関係）。
- (2) 愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱、無許可特定動物飼養等について罰則を強化する（第44条～第49条関係）。

資料3

動物愛護管理法の概要

(1) 基本原則

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

(2) 動物愛護週間

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体ではその趣旨にふさわしい行事を実施しています。

☐動物愛護週間

(3) 動物の飼い主等の責任

動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。なお、動物の所有情報を明らかにするためにマイクロチップなどの装着を推進しています。

☐飼い主の方およびこれからペットを飼う方へ

(4) 動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物のそれぞれについて、動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めています。また、動物を科学的利用に供する場合は、いわゆる「3Rの原則（苦痛の軽減等）」等に配慮するように努めなければなりません。また、実験動物を利用する際には苦痛の軽減、動物に代わり得るものの利用、数の少数化などの基準を定めています。

☐動物の飼養及び保管に関する基準等

(5) 動物取扱業者の規制

第一種動物取扱業者（動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で業として行う者）は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、都道府県知事又は政令市の長の登録を受けなければなりません。登録を受けた動物取扱業者には、動物取扱責任者の選任及び都道府県知事等が行う研修会の受講が義務づけられています。また、都道府県知事又は政令市の長は、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、改善するよう勧告や命令を行うことができ、必要がある場合には立入検査をすることができます。悪質な業者は、登録を拒否されたり、登録の取消や業務の停止命令を受けることがあります。

また、飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合については、第二種動物取扱業者（動物の譲渡し、保管、貸出、訓練、展示を非営利で業として行う者）として、都道府県知事や政令市の長に届け出なければなりません。

☑第一種動物取扱業者の規制

☑第二種動物取扱業者の規制

(6) 周辺的生活環境の保全

多数の動物を飼うことによって周辺的生活環境が損なわれている場合、都道府県知事又は政令市の長はその飼い主に対して必要な措置をとるように勧告や命令を行うことができます。

(7) 危険な動物の飼養規制

国が定めた危険な動物を飼う場合は、法律に基づき都道府県知事又は政令市の長の許可を受ける必要があり、動物が脱出できない構造の飼養施設を設けるなどして、事故防止を図らなければなりません。また、飼うにあたってはマイクロチップなどの個体識別措置が義務づけられています。

☑特定（危険）動物の飼育規制

(8) 犬及び猫の引取り等

都道府県等は、犬及び猫の引取りを行うとともに、道路、公園、広場、その他の公共の場所において発見された負傷動物等の収容を行います。

(9) 基本指針と推進計画

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本指針を、都道府県は推進計画を定めます。

☐動物愛護管理基本指針

(10) 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物愛護推進員を委嘱するとともに、動物愛護推進員の活動を支援するため協議会を組織することができます。

(11) 罰則

愛護動物* をみだりに殺し又は傷つけた場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処されます。また、愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処され、遺棄した者も、100万円以下の罰金に処されます。

*愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

☐虐待・遺棄の禁止